

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年10月8日(2015.10.8)

【公表番号】特表2014-526930(P2014-526930A)

【公表日】平成26年10月9日(2014.10.9)

【年通号数】公開・登録公報2014-056

【出願番号】特願2014-526266(P2014-526266)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 4 5 0 P

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月15日(2015.8.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シースであって、

長手方向軸を規定し、内部空洞を形成する分割可能なシースハブであって、前記内部空洞に沿って長手方向軸が延びるシースハブを含むシースと、

弁要素であって、

前記内部空洞の側部から長手方向軸に対して、ラジアル方向に内側に延びる密封部位を含む弾性プレートと、

第1の密封面を含み、前記弾性プレートによって支持された密封要素であって、前記分割可能なシースハブの上の第2の密封面に対する位置に向かって付勢されて前記内部空洞の少なくとも一部を実質的に密閉する密封要素とを含む弁要素と、

を有する医療物品。

【請求項2】

前記第1の密封面および第2の密封面のうち少なくとも1つは、前記内部空洞の内部外周の実質的な全体の周囲に延びる、請求項1の医療物品。

【請求項3】

前記内部空洞の側部から内側に延びるフランジをさらに含み、前記フランジは前記第2の密封面のうち少なくとも一部を形成する、請求項1の医療物品。

【請求項4】

近位端部、遠位端部およびその間に延びる可撓性の環状構造を含む分割可能なシース本体であって、長手方向軸を規定し、前記長手方向軸に対して平行な2つの所定の分割線に沿って2つの部位に分割することが可能であるシース本体をさらに含み、前記分割可能なシースハブは、前記分割可能なシース本体の近位端部から延び、前記内部空洞は、前記シース本体の長手方向軸に沿って延びる、請求項1の医療物品。

【請求項5】

前記密封要素は前記第1の密封面に対して隆起部位をさらに含み、前記隆起部位は前記シース本体から離れて突出する、請求項4の医療物品。

【請求項6】

前記隆起部位は実質的にドーム状の形状を含む、請求項5の医療物品。

【請求項7】

前記隆起部位は前記第1の密封面と前記内部空洞を通じて延びる装置との間の接触を阻害するのに充分な高さを有する、請求項5の医療物品。

【請求項8】

前記第1の密封面は前記隆起部位を包囲する外周を形成する、請求項5の医療物品。

【請求項9】

前記シースハブは前記2つの所定の分割線に沿って2つのシースハブ部位に分割可能であり、前記弹性プレートの取り付け部位は前記2つの部位のうち第1の部位によって支持されることにより前記弁要素が前記2つのシースハブ部位のうち第2の部位に対して分離可能かつ移動可能となり、前記2つの所定の分割線は、前記シースハブの前記長手方向軸に平行である、請求項4の医療物品。

【請求項10】

前記シースハブは、前記弹性プレートの取り付け部位と結合する遠位部位および近位部位を含み、前記弹性プレートの取り付け部位は前記シースハブの前記遠位部位と前記近位部位との間において支持される、請求項9の医療物品。

【請求項11】

前記シースハブおよび前記弹性プレートは前記長手方向軸に対して前記弹性プレートの前記シースハブに対するラジアル移動および回転移動のうち少なくとも1つを制限するよう構成された一対の対応する取り付け要素を含む、請求項10の医療物品。

【請求項12】

前記弹性プレートは、前記密着部位が前記取り付け部位に対して移動するように弹性プレートが屈曲できる弱い部分を有し、前記弹性プレートは、前記第2の密封面に対して前記第1の密封面に予圧を加えるために、実質的に非平面となるように前記弱い部分で屈曲する、請求項9の医療物品。

【請求項13】

前記取り付け部位は、前記長手方向軸に対して実質的に非直角の第1の角度で、前記シースハブの前記遠位部位と前記近位部位との間において支持され、前記第2の密封面は、前記長手方向軸に対して実質的に非直角の第2の角度で前記内部空洞の周囲に延びる、請求項10の医療物品。

【請求項14】

前記弹性プレートは屈曲された位置で長時間保持された場合に低温硬化を阻害する特性を有する可撓性の材料を含む、請求項1の医療物品。

【請求項15】

前記シースハブ内に配置される拡張器と、前記拡張器内に配置される針をさらに含む、請求項4の医療物品。